

1 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の見直し

介護療養型医療施設における経過措置

- 平成23年度末までの経過的な類型として、経過型介護療養型医療施設を創設することとし、人員・設備に関する基準は以下のとおりとする。

<人員に関する基準>

- ・医師の配置を2名以上とする。
- ・看護職員、介護職員の配置をそれぞれ①又は②のとおりとする。
 - ① 療養病床を有する病院の場合 8：1以上、4：1以上
 - ② 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の場合
5：1以上、6：1以上

<設備に関する基準>

- ・現行の廊下幅の基準を内法1. 2m以上（両側に居室が有る場合、内法1. 6m以上）とする。

(参考)

経過型介護療養型医療施設	(参考) 介護療養型医療施設
<p>○病院の場合</p> <p>【人員基準】</p> <p>○医師 2名以上</p> <p>○看護職員 8：1以上</p> <p>○介護職員 4：1以上</p> <p>※ その他の人員配置基準は現行どおり。</p> <p>【設備基準】</p> <p>○廊下幅 内法1. 2m以上 (両側に居室がある場合) 内法1. 6m以上</p> <p>※ その他の設備基準は現行どおり。</p> <p>○老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の場合</p> <p>【人員基準】</p> <p>○医師 2名以上</p> <p>○看護職員 5：1以上</p> <p>○介護職員 6：1以上</p> <p>※ その他の人員配置基準は現行どおり。</p> <p>【設備基準】</p> <p>○廊下幅 (内法1. 2m以上) (両側に居室がある場合) 内法1. 6m以上</p> <p>※ その他の設備基準は現行どおり。</p>	<p>○病院の場合</p> <p>【人員基準】</p> <p>○医師 3名以上</p> <p>○看護職員 6：1以上</p> <p>○介護職員 6：1以上</p> <p>【設備基準】</p> <p>○廊下幅 内法1. 8m以上 (両側に居室がある場合) 内法2. 7m以上</p> <p>○老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の場合</p> <p>【人員基準】</p> <p>○医師 3名以上</p> <p>○看護職員 (大学病院等) 3：1以上 (その他) 4：1以上 (経過措置) 5：1以上</p> <p>○介護職員 6：1以上</p> <p>【設備基準】</p> <p>○廊下幅 (内法1. 8m以上) (両側に居室がある場合) 内法2. 7m以上</p>

2 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の見直し

介護老人保健施設における経過措置

- 介護療養型医療施設及び医療療養病床から転換した介護老人保健施設については、
 - ① 1床当たりの面積基準を6.4㎡以上とする。
 - ② 廊下幅の基準については、内法1.2m以上（両側に居室がある場合、内法1.6m以上）とする。
- ※ ①の面積基準については、平成23年度末までの経過措置とする。

3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の見直し

- 短期入所療養介護についても、指定介護療養型医療施設及び介護老人保健施設の人員設備基準と同様の見直しを行う。

4 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の見直し

- 介護予防短期入所療養介護についても、指定介護療養型医療施設及び介護老人保健施設の人員設備基準と同様の見直しを行う。